

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第6次さんかくプラン)
策定等支援業務委託 仕様書(案)

1. 業務名

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第6次さんかくプラン)策定等支援業務委託

2. 業務目的

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第5次さんかくプラン)」(以下、「現行プラン」という。)が令和8年度末で終了する。

本委託業務は、本市の男女共同参画に関する市民意識・実態調査及び、市内企業における女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査結果、現行プランの評価並びに各関連法令等を踏まえ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画及び「女性活躍の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)に基づく推進計画と一体的なものとして「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第6次さんかくプラン)」(以下、「新プラン」という。)の策定に必要な業務の支援を行うもの。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

4. 適用範囲

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第6次さんかくプラン)策定等支援業務委託仕様書(以下「本仕様書」という。)は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。

また、本仕様書に明記されていない事項でも、必要と思われるものについては、本市監督員と協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

5. 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

(1) 岡山市契約規則

- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) その他の関係法令

6. 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。
- (3) 受託者は受託情報を保護するため、岡山市と「個人情報の保護に関する法律」に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

7. 再委託

本業務について再委託が必要となる場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を岡山市に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

8. 知的財産権等

- (1) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、岡山市の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決する

とともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

- (5) 岡山市は本業務で製作された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物等あらゆる媒体、手段・手法により公表（公開，配布）できるものとする。

9. 損害の賠償

本業務遂行中に、受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

10. 貸与資料

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、岡山市が提供することが可能な資料は、岡山市が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において、貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は岡山市に返還しなければならない。また、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど岡山市の指示に従った処置を行うこと。

11. 実務の実施体制

(1) 実務責任者

受託者は本業務を推進する実施責任者を配置し、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。また、本業務が効率且つ適正に実施されるように、すべての工程におけるプロジェクト管理（各作業の進捗状況の把握，委託者が見落としがちな要件の指摘，課題・問題点の早期発見と解決策の検討，委託者への迅速な状況報告等）を徹底すること。

(2) 人員配置

本業務を実施する担当者については、計画策定等にかかる実務経験・知見を有するメンバー、データ分析の知見を有するメンバーなど多様なメンバーで構築すること。また、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り、プロジェクトメンバーは固定化すること。なお、委託者が進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

(3) 定例会議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、契約締結後から最終案の提出までは最低月1回会

議を行うこととする。受託者は会議終了後、速やかに打合せ記録を作成・提出すること。

12. 委託業務の内容

(1) 現状の分析

(ア) 統計データ等に基づくもの

以下に示す統計データ等に基づき、社会環境の変化や男女共同参画（DV対策及び女性活躍推進を含む）を取り巻く環境変化等の現状の分析・把握を行う。

- ① 岡山市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和7年度）
- ② 岡山市市内企業における女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する調査（令和7年度）
- ③ 「第5次さんかくプラン」年次報告（令和3年度～令和7年度）
- ④ 国勢調査、男女共同参画白書などの国の調査及び報告書

※①、②については、令和8年3月23日ごろ市ホームページに掲載予定

(イ) 国・県・市の基本計画等動向整理

業務にあたっては、以下に示すものを参考にして、類似団体の状況や岡山市との比較、国や県が策定している計画やプラン等との整合や他の政令市の動向を把握し、新プラン策定の参考とすること。

- ① 国：第6次男女共同参画基本計画
- ② 県：第6次おかやまウィズプラン
- ③ 政令市：各政令市における男女共同参画基本計画等
- ④ 岡山市第七次総合計画
- ⑤ 岡山市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画

(ウ) 現行プランの評価・課題抽出

現行プランの年次報告（令和3年度～令和7年度）を基に現状の分析・把握を行い、新プラン策定に活用する。

(エ) 上記（ア）（イ）（ウ）を踏まえた施策の方向性の提示

上記（ア）（イ）（ウ）を基に、「現状と課題」を整理・分析し、令和8年5月下旬を目途に、岡山市が今後目指すべき施策の方向性を提案すること。

〈その他条件等〉

- ① 施策の検討に必要な資料を作成すること。
- ② 新プランの章立て、施策の方向性、施策の体系について参考となる案を複数案提示すること。
- ③ 新プランの進捗状況を把握・分析するにあたっての効果的な評価方法及び指標を提案すること。

(2) 新プラン骨子案の作成支援

市と調整のうえ、12.(1)を踏まえ、受託者の知見を踏まえ現状に即した提案、助言を行うこと。

※この仕様書における「骨子」とはさんかくプランの主要な文章の部分と言う。

(3) ワークショップ（住民等意見交換会）の意見整理等（令和8年6月～9月実施予定）

骨子案作成後に岡山市が実施するワークショップで寄せられた市民からの意見を市と調整の上、素案に反映させること。

(4) 新プランの作成支援

(ア)素案の作成

骨子案を基に、市と調整のうえ、12.(1)～(3)を踏まえ、レイアウトの作成、適切な図表、イラストの配置等を行い令和8年10月上旬を目途に、新プランの素案を作成すること。また使用するイラストは原則受託者において調達すること。

(イ)パブリックコメントの意見整理等

素案作成後に市が実施。令和8年11月下旬から実施する予定であるパブリックコメントについて寄せられた意見を体系に沿って市と調整のうえ、分類・整理する。

(ウ)最終案（本編及び概要版）の作成

市と調整のうえ、パブリックコメントを踏まえ、令和9年1月末を目途に最終案を作成する。

- ① ユニバーサルデザインの視点で、イラストや図表などを活用し、一般市民に広く伝わる親しみやすいデザインの新プラン最終案及び概要版を作成すること。
- ② 概要版については、本編から要点を的確に抜粋し、新プラン全体を分かりやすく把握できるような構成とすること。
- ③ 本編、概要版は、白黒印刷した場合でも、文字・グラフ、挿絵等の判別ができるよう工夫すること。

(5) その他

上記12.(2)～(4)の業務遂行にあたっては、以下の委員会等からの委員の意見も参考にしながら進めること。

- ① 岡山市男女共同参画専門委員会
- ② 岡山市女性活躍推進協議会
- ③ 岡山市女性が輝くまちづくり推進本部（本部員・幹事）

13. 主なスケジュール(予定)

時期	業務
令和 8 年5月	現状分析開始
令和 8 年5月29日	分析結果提出
令和 8 年 6 月	委託者が新プラン骨子案作成開始
令和 8 年7月	委託者が新プラン素案作成開始
令和 8 年6月～9 月	委託者がワークショップ(住民等意見交換会)開催
令和 8 年6月～9 月	ワークショップ(住民等意見交換会)の意見整理等
令和 8 年 11 月下旬～12 月	委託者がパブリックコメント実施
令和 8 年 11 月下旬～12 月	パブリックコメントの意見整理等
令和 8 年 11 月下旬	最終案(本編及び概要版)作成開始
令和 9 年2月26日	成果品提出, 委託業務完了

〈実施予定会議〉

岡山市男女共同参画専門委員会 年 8 回程度

岡山市女性活躍推進協議会 年 3 回程度

岡山市女性が輝くまちづくり推進本部(本部長・幹事)会議 年 1 回程度

14. 費用負担

業務に伴う消耗品費, 通信運搬費その他必要な費用についてはすべて受託者の負担とする。

15. 成果品について

(1) 成果品

成果品	納期(目安)	提出方法	備考
新プラン本編	令和9年2月26日	修正が可能なデータ形式(Word, Excel, PowerPoint等)にて作成し, CD-R又はDVD-Rに格納した上で1部納品すること。	A4版100頁程度 表紙及び裏表紙はカラー 目次, 本文はモノクロ ※合わせて作成の際に生じたデータ・資料等
新プラン概要版	令和9年2月26日	修正が可能なデータ形式(Word, Excel, PowerPoint等)にて作成し, CD-R又はDVD-Rに格納した上で1部納品すること。	A4版8頁, カラー ※合わせて作成の際に生じたデータ・資料等

※ 電子媒体によるデータ納品については, すべてウイルスチェック対策ソフトにより検査したうえで, 納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより, 委託者又は第三者が損害を受けた場合は, すべて受託者の責任と負担により, 原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(2) 納入場所 岡山市役所 市民協働局市民協働部女性が輝くまちづくり推進課

(3) 成果品の利用

(ア) 岡山市は, 本業務で制作された成果品を期間の制限なく無償で, インターネット, 印刷物, DVD, 講演・講習, 放送番組等のあらゆる媒体, 手段・手法により公表(公開, 配布, 放送等)できるものとする。

(イ) 岡山市は, 本業務で制作された成果品を, 本業務の目的若しくは運営上の必要又は本市の業務の必要により, 内容を著しく損なわない範囲でその一部を削除, 編集又は表現方法等を変更するなど自由に編集・加工して使用, 保存及び公表(公開, 配布, 放送等)することができるものとする。

(ウ) (1) 及び (2) の規定にかかわらず, 成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において, 受託者と当該権利保有者との契約内容により, 成果品を業務期間終了後も, 期間・態様の制限なく利用することは難しいと岡山市が判断した場合は, 双方協議の上, 岡山市は, 成果品の利用期間の限定, 利用態様の限定を行うものとする

(4) 成果品の契約不適合責任

(ア) 納品後に成果品に「契約不適合」が発見された場合は, 岡山市の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うこと。

(イ) 成果品の納品後1年を保証期間とし, 保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は, 岡山市の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し, 不良個所を修正すること。

16. 協議等

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議の上、岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。
- (2) 岡山市において必要と認めた時は、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は、両者の協議により定めるものとする。